

山県市議会

全員協「捜査見守る」

調査機関設置「困難」

04年の市議選のポスター代水増し疑惑が発覚した山県市で21日、市議会定例会が再開された。本会議後には、疑惑を受けて急ぎ開催が決まった「全員協議会」が開かれたが、「捜査の推移を見守る」という意見が多数を占め、議会内の調査機関設置や、議員の進退問題には発展しなかった。

(上田真由美)

公費混同

選挙ポスター代疑惑

本会議は、定例会が開会した12日以来、当時は疑惑に答える市議はいなかったが、15日に現職市議4人と県議に転身した1人が、水増しを認め謝罪の記者会見を開いた。

さらに20日、寺町知正市議(無所属)と中田静枝市議(共産)が、謝罪した5人に辞職勧告をする決議案を、村橋安治議長に対して提出してい

た。開会する午前10時を前に、全員が議場にそろったところで、村橋議長は辞職勧告決議案について「議会運営委員会を選任してから、議運で決議案について審議する」と説明して、この日の提案を見送った。5人いる議会運営委員のうち3人が水増しを認めて委員を辞したこと、残る委員は2人となり、事実上、議運開催は困難な状況だ。

本会議は、市側から提出されていた6議案への質疑だけで、40分間ほどで終了した。その後、非公開の「全員協議会」が

開かれ、市議22人全員が出席した。村橋議長によると、全員協議会開催を求めた市議らは、市が調査検討委員会の設置を準備していることを受け、議会としての調査機関の設置や、水増しを認めた市議からの説明を求めたが、「現段階では警察当局の聴取中なので、説明を求めるとは難しい」とする意見が多数だった。

また、水増しを認めた市議の1人が「議会に対しても市民に対しても申し訳ない」と謝罪したが、村橋議長は「議会としての対応は、捜査の推移を見ながら考えるべきだ」と結論づけたとみられる。

また、水増しを認めた市議の1人が「議会に対しても市民に対しても申し訳ない」と謝罪したが、村橋議長は「議会としての対応は、捜査の推移を見ながら考えるべきだ」と結論づけたとみられる。

ポスター代

水増し市議、釈明せず

山県市議会 全員協議会 対応方針決まらず

二〇〇四年(平成十六)年四月の山県市議選で、公費負担されるポスター代を、市議ら数人が水増

し請求したとされる詐欺容疑事件を受けて、山県市議会は二十一日、事件が発覚して以来初めて全員協議会を開き、事件への対応を協議した。一部の市議が、すでに水増しを認めた市議らに説明を求めたが、「警察の捜査中」を理由に明確な説明はなく、議会としての具体的な対応方針を決めるには至らなかった。

「捜査中だから仕方ない」との意見も出て、強く釈明を求める声はなかったという。全員協議会後に会見した村橋安治議長は「警察の処分を待つ」と議会として対応する」と結論づけた。また二十日に寺町、中田の二市議が議長あてに提出した辞職勧告決議案については、議会最終日に提出するとした。

山県市議会

29日に辞職勧告決議案

県議ら5人水増し請求疑惑で

山県市議会の本会議が21日再開され、公費負担のポスター製作費を水増し請求したとされる問題を追及し、村橋安治議長が冒頭、水増し請求を認め、辞任しているため、新たな委員選出後に審議、最終日(29日)には提案したい」と述べた。

同決議案は、寺町知正市議(無所属)と中田静枝市議(共産)が20日、5人の辞職勧告決議案を村橋議長に提出した。この日の議会散会后、両議員の申し入れを受けて議員総会が非公開で開かれた。村橋議長によると、議員総会では水増し請求を認めた同市議4人に対し、寺町市議が事情説明を求めたが「警察当局の事情聴取のため」との理由で、説明は一切されなかったという。

【宮田正和】

2007.6.22 岐阜

「辞職勧告」審議せず

山県市議会 29日採決見通し

取組と費用の増大を懸念する山県市議会が、昨年度に採決した「辞職勧告」の審議を、29日の最終日に採決される見通し。採決される見通し。採決される見通し。

山県市議会が昨年度に採決した「辞職勧告」の審議を、29日の最終日に採決される見通し。採決される見通し。採決される見通し。

た三市議が常任委員長なから二十六日にかけて開かれた一般質問までには顔を合はなかつた。委員には常任委員長を充てる慣例になつており、村橋安治議長は「常任委員会で(空席)は「常任委員会で(空席)となつていて、委員長を

決めた上で議運委を開き、審査した後で議運にしたい」と述べた。常任委員会は二十二日

から二十六日にかけて開かれた一般質問までには顔を合はなかつた。委員には常任委員長を充てる慣例になつており、村橋安治議長は「常任委員会で(空席)は「常任委員会で(空席)となつていて、委員長を

決めた上で議運委を開き、審査した後で議運にしたい」と述べた。常任委員会は二十二日

から二十六日にかけて開かれた一般質問までには顔を合はなかつた。委員には常任委員長を充てる慣例になつており、村橋安治議長は「常任委員会で(空席)は「常任委員会で(空席)となつていて、委員長を

過剰請求分を返還 県議の申し出受理

今年4月の県選で当選した県議(61)と印刷業者が、県選管に選挙ポスターの製作費の訂正と過剰請求

分の返還を申し出た問題で、県選管は、返還申し出を受理した。過剰請求した製作費の一部約30万円が近く県に返還される。

過剰請求について、県議らは「印刷業者が選挙公営制度では請求できない屋内掲示用のポスター代を、勘違いして正規の製作費に含んで請求した」と説明している。

武藤・山県市議 総務委員長辞任

ポスター代水増しで 山県市議選のポスター代疑惑で22日、水増しを認めた武藤孝成市議(57)が総務委員長を辞任した。18日に委員長の辞任願を提出、この日の総務委員会で認められた。

2007.6.23 期A

選挙ポスター費

羽島市 上限額下げへ

自動車費も 自治体の対策は初

岐阜県山県市議選で問題となった選挙公営制度でのポスター製作費水増し疑惑などを受け、同県羽島市は、市条例で定め

ているポスター製作費の上限額を引き下げる方針を固めた。白木義春市長が二十二日、本紙の取材

に「他自治体との比較でも高額という批判を受け

が痛まないため値切ろうとせず、市場競争原理が働きの悪い事情がある。白木市長は「適正な競争が行われた場合の金額を検討して上限額とした

現在の上限額は、公選法の定める国政選挙の場合と同様の計算式で定めていた。白木市長は、請求額を満額支払うのではなく、一定の割合だけを

支払う補助金制度を導入できないかについても総務省に相談して検討する

選挙公営制度 選挙運動で候補者のポスター製作費、選挙カーのレンタル料や燃料費などを、一定の上限額を定めて公費負担する制度。金

のかからない選挙の実現と、資金力の違いを選挙運動に影響させないため

として1993年に始まった。候補者が法定得票数を得れば、当落に関係なく適用される。

今年四月の同市議選で

が痛まないため値切ろうとせず、市場競争原理が働きの悪い事情がある。白木市長は「適正な競争が行われた場合の金額を検討して上限額とした

現在の上限額は、公選法の定める国政選挙の場合と同様の計算式で定めていた。白木市長は、請求額を満額支払うのではなく、一定の割合だけを

選挙公営子エックク問題

適正額へ制度改正必要

公費混同 選挙ポスター代疑惑

04年の山県市議選でのポスター代水増し請求疑惑は、議員の政治活動への公費負担のあり方に疑問を投げかけた。貧富に関係なく立候補の機会を保障する選挙公営制度を正しく生かすには、どうすればよいか。同市議会で疑惑を追及してきた寺町知正市議(53)＝無所属、写真＝に聞いた。

(聞き手・岡本洋太郎)

疑惑追及の寺町知正・山県市議に聞く



「メディアの関心が政務調査費に向かう中、なぜポスター代の追及を始めたのか。」

「政務調査費は領収書が出る自治体すら少ない。使途の中身が見えないので、ひっくり返すには証拠がいる。その点、ポスターはわかりやすい。どんなに高くても相場は上限単価の3分の1から半分。候補のうち半

分程度は相場以下で印刷業者と契約しているが、実際の公費請求は、そうなっていない人も多い。」

「そこに着眼した愛知県日進市の後藤尚子市議らが昨年9月、市議会の一般質問で、基準額引き下げを提案した(結果は否決)。私も3年前の合併後初の山県市議選で、

合併でお金がないのに公費を使う選挙公営制度に反対し、公費を使わないと公約して実行した。調査は後藤市議らに勧められて、昨年11月に始めた。」

市や市議会の反応は。

「12月に一般質問で取り上げたら、市長の答弁は『現行で問題ない』。そこで、今年1月に選挙公営制度の条例廃止の直接請求に向け、署名運動を始めた。」

「有権者にもわかりやすく、訴えれば大半の人が賛成する問題。1年後に市議選があるため、議員も反対できないだろうという読みがあった。2月に署名を提出したところ、与党派自らが3月議会の冒頭で廃止を提案し、可決した。」

選挙公営制度が抱える問題点とは。

「制度の趣旨は悪くないが、財政の厳しい自治体はなくてもいい。合併時に制度を設けなかった本県市のような自治体もある。基準額も高く、水増し請求されても行政のチェックが機能していないことも問題だ。」

「ポスター代だけでは足りない。運転手の手当の公費負担は1日1人分の制限があるが、実際の選挙は交代で運転してもらおうケースが多く、全員が手当をもらっているかどうか。燃料代も、選挙運動前後の走行記録とメモータの写真的提出を義務づけなければいい。」

「27日の一般質問でも、問題を取り上げるのか。」

「市長も疑わしき議員に辞職勧告せよ」と迫る。公金の交付権限は市

長にあるのだから。市側が「水増し分を返せ」と答弁しなければ、監査、住民訴訟まで持つて行く覚悟だ。」

03年と今春の県議選についても住民監査請求に踏み切った。

「知事や県議、国会議員は選挙期間も長く、ポスター代は掲示場の2倍の枚数が認められているが、掲示場あたり1枚とし、単価も実勢価格にあわせて引き下げるべきだ。今年3月に知事に要望書を出している。」

問題提起の成果は。

「山県市での疑惑を見て、もう水増し請求はやれないと考え、自主的に制度を改めようと動く議員や候補は多いだろう。適正な基準額に改正すればいい。その方向性は固まったと思う。」

返還なければ 監査・訴訟も視野